迷惑行為により診療をお断りすることがあります。

●診療のお断りについて●

当院では、次のような迷惑行為があった場合には、診療をお断りすることがあります。

患者様の安全を守り、診療を円滑に行うとともに、最善の医療を提供するためにも、何卒ご理解のほどお願いします。

1　言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの

① そもそも要求に理由がない又は医療行為・医療サービス等と全く関係のない要求

・性的な要求や、職員のプライバシーに関わる要求をすること。

② 契約等により想定している医療サービスを著しく超える要求

③ 対応が著しく困難、又は対応が不可能な要求

・契約金額の著しい減額の要求をすること。

④ 不当な損害賠償要求

2　手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの

① 身体的な攻撃（暴行、傷害等）

・殴る、蹴る、叩く等の暴行を行うこと。
・物を投げつけること。
・わざとぶつかること。
・つばを吐きかけること。

② 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）

・土下座を強要すること。
・盗撮や無断での撮影をすること。
・施設の物を壊すことをほのめかす発言やＳＮＳ等のインターネット上へ悪評を投稿することをほのめかす発言によって職員を脅すこと。
・職員の人格を否定するような言動を行うこと。相手の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を行うことを含む。

③ 威圧的な言動

・大きな声をあげて職員や周囲を威圧すること。
・反社会的な言動を行うこと。

④ 継続的、執拗な言動

・同様の質問を執拗に繰り返すこと。
・当初の話からのすり替え、揚げ足取り、執拗な責め立てをすること。
・同様の電子メール等を執拗に繰り返し送りつけること。

⑤ 拘束的な言動（不退去、居座り、監禁）

・長時間に渡る居座りや電話で職員を拘束すること。

施設名（　　）

一般社団法人 那覇市医師会